

2026 年 9 月 30 日

各 位

大 阪 市 中 央 区 瓦 町 三 丁 目 5 番 7 号
株 式 会 社 ア ド バ ン ス ク リ エ イ ト
代 表 取 締 役 社 長 濱 田 佳 治
(コード番号：8798 東証プライム、福証、札証)
(連絡先) 執行役員 総合企画部長 曾我 啓介
電話 06-6204-1193

当社株式の監理銘柄（審査中）指定に関するお知らせ

当社株式は、2026 年 10 月 1 日付で、株式会社東京証券取引所（以下、「東京証券取引所」という。）より監理銘柄（審査中）に指定されることとなりましたので、下記のとおりお知らせいたします。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 監理銘柄（審査中）指定の経緯

当社は、2025 年 11 月 14 日付「上場維持基準（流通株式時価総額基準及び流通株式比率基準）への適合に向けた計画（改善期間入り）について」にてお知らせいたしましたとおり、東京証券取引所プライム市場における上場維持基準のうち、流通株式時価総額基準及び流通株式比率基準について適合しておらず、改善期間に入っておりましたが、改善期間が終了する本日時点において、流通株式時価総額基準及び流通株式比率基準への適合が確認できておりません。

現在、当社は、東京証券取引所スタンダード市場へ市場区分の変更申請を行っているため、当社の株式は、2026 年 10 月 1 日付で東京証券取引所より監理銘柄（審査中）に指定されることとなりました。

なお、東京証券取引所より公表された指定措置の内容や理由等につきましては、日本取引所グループ Web サイトをご参照ください。

<https://www.jpx.co.jp/listing/market-alerts/supervision/index.html>

2. 今後の対応

当社は、監理銘柄（審査中）の指定を解除できるよう、引き続き市場区分の変更に係る申請の手続きを継続してまいります。市場区分の変更に係る審査の承認が得られた場合、監理銘柄（審査中）指定は解除されます。また、10月1日以降につきましても、東京証券取引所プライム市場、福岡証券取引所本則市場及び札幌証券取引所本則市場での当社株式の売買は、通常どおり可能となっております。

なお、当社は、2026年9月30日付「再発防止策（詳細版）の策定に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、当社及び広告代理店事業を行う当社の完全子会社である株式会社保険市場における過年度の一部の広告取引、ソフトウェアの資産計上等において、不適切な会計処理が行われていたことの発覚を受けて、再発防止策を詳細に策定し、ガバナンス体制の再構築を進めております。

他方で、当社が2026年9月18日に公表した2026年9月期第3四半期決算短信において、営業損失271百万円、経常損失340百万円、親会社株主に帰属する四半期純損失768百万円となり、276百万円の債務超過となっております。加えて、当社は、2026年9月29日付「東京証券取引所による特別注意銘柄の指定及び上場契約違約金の徴求に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、株式会社東京証券取引所より、当社株式を2026年9月29日付で特別注意銘柄に指定し、上場契約違約金の徴求を行う旨についての通知を受けております。当社は今後、特別注意銘柄の指定解除に向け、ガバナンス及び内部管理体制等の改善及び強化を目的とした改善計画を策定し、株式会社東京証券取引所に対し「改善計画・状況報告書」の提出を行う予定です。「改善計画・状況報告書」の具体的な提出日程等は、決まり次第速やかに開示いたします。

当社は、ガバナンス体制を再構築し、そのうえで早期に業績を回復させることが最も重要な経営課題であると認識し、これを実現するため、再発防止策を推進するとともに、社会的信頼の回復に全力を尽くしてまいります。

株主をはじめ投資家の皆様、関係者の皆様には多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますが、今後とも、より一層のご支援ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

以 上